

入湯税の使途について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和元年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

・入湯税決算額 488 千円

・使途状況 (単位:千円)

区 分	事 業 名	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	合併処理浄化槽設置 整備事業補助金	17,789	7,721			488	9,580